

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	平成 29 年度 第 1 回 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会
開 催 日 時	平成 30 年 1 月 19 日（金） 午後 6 時 30 分から午後 9 時 20 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会長：安藤委員 委員：麻生委員、石田委員、板床委員、岩田委員、北山委員、為金委員、 富岡委員、長岡委員、藤村委員、前田委員、山本委員
欠 席 者	高田委員、田邊委員、西田委員、林委員
案 件 名	1. 会長・副会長指名 2. 会議の運営について 3. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（案）について 4. 主要事業の目標事業量に対する実績（案）について 5. 主要事業の目標事業量の変更（案）について 6. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年度～平成 31 年 度にかかる取り組み一覧 平成 28 年度実績（案） 資料 2 主要事業の目標事業量について 資料 3 目標事業量と実績（案） 資料 4 枚方市子ども・子育て支援事業計画 主要事業の目標事業量の 変更（案） 資料 5 教育・保育に係る目標事業量の見直しについて 資料 6 事前意見一覧 参考資料 1 枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿 参考資料 2 関係条例等
決 定 事 項	正・副会長を決定し、枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及 び目標事業量に対する実績について確認を行うとともに、主要事業の目 標事業量の変更について、内容を確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

## 審 議 内 容

### 【事務局】

それでは、ただいまから、「平成 29 年度第 1 回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会」を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、遅い時間にもかかわらず本分科会にご出席いただきましたことに厚くお礼申しあげます。本分科会の会長が決まるまでの間、司会進行をさせていただきます、子育て支援室長の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば、委員の皆様には、市長よりお一人ずつに委嘱状をお渡しさせていただくところですが、まことに恐縮ではございますが、既にお手元までお配りさせていただいておりますので、お受け取りくださいますようお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況ですが、委員 16 名中、12 名のご出席をいただいておりますので、分科会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、後ほど会議録の取り扱いについてご審議いただきますが、記載の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに開会に当たりまして、子ども青少年部長の式田よりご挨拶を申し上げます。

### 【式田部長】

皆様、こんにちは。子ども青少年部長の式田でございます。

本日は、大変ご多忙のところ、遅い時間の開催にもかかわらずご出席いただきどうもありがとうございます。

また、平素から本市の子育て支援施策にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今回、新たに委員にご就任いただきました方につきましては、就任に当たり格別のご配慮をいただき合わせてお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月に策定いたしました「枚方市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、平成 28 年度の実績を検証し、進捗管理をいたしました内容について、今回ご報告させていただきます。

また、今年度は計画の中間年となりますことから、各主要事業の目標事業量について、実績の検証も踏まえ必要な見直しを行うこととされております。特に課題となっております保育所等の待機児童につきましては、本市では、年度当初だけでなく、いわゆる潜在的な待機も含め年度途中でも待機を解消する取り組みを進めていくこととしており、それに向けて必要な確保方策を追加することなどについて提案させていただくものでございます。

提案内容等につきまして、委員の皆様からも活発なご意見をいただければ幸いに存じます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、本分科会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

事前に送付させていただきました資料の中に、参考資料1「枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿」がございますのでご覧ください。

(委員紹介) 名簿順に紹介

続きまして、事務局として出席しております職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第でございます。

資料1としまして、「枚方市子ども・子育て支援事業計画平成27年度～平成31年度にかかる取り組み一覧平成28年度実績(案)」でございます。

資料2としまして、「主要事業の目標事業量について」でございます。

資料3といたしまして、「目標事業量と実績(案)」でございます。

資料4といたしまして、「枚方市子ども・子育て支援事業計画主要事業の目標事業量の変更(案)」でございます。

資料5といたしまして、「教育・保育に係る目標事業量の見直しについて」でございます。

資料6といたしまして、「事前意見一覧」でございます。

また、参考資料1としまして、「枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿」でございます。

参考資料2といたしまして、「関係条例等」でございます。

なお、「資料1」及び「資料4」・「資料5」につきましては、事前に郵送により送付させていただきましたものから一部訂正がございましたので、新たにお手元にお配りしております。差し替えのほど、よろしく願いいたします。

また、「資料6事前意見一覧」として、委員の皆様から事前にいただきました資料に関するご意見を取りまとめたものと、「参考資料2」といたしまして関係条例等をまとめたものを、新たにお配りしております。

以上、資料についてでございますが、過不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めさせていただきます。

初めに、案件1の「会長・副会長選出」について、でございます。

参考資料2をご覧ください。2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページにございます、「枚方市社会福祉審議会条例」の第10条第2項で、「専門分科会に会長を置く。」こと、また、「会長は、専門分科会に属する委員の互選によって定める。」ことを規定しております。

会長の選出につきましては、委員の皆様のご承諾がいただければ、事務局のほうから案を提示させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

**【事務局】**

それでは、現在、ユマニテク短期大学教授であり、社会福祉学、児童家庭福祉等を専門分野として幅広くご活躍されておられ、また、昨年度まで、本分科会の会長としてご尽力いただきました安藤和彦委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員) 異議なし

**【事務局】**

それでは、分科会の会長は安藤委員にお願いします。安藤会長、前の席にお移り願います。

**【安藤会長】**

皆さん、こんばんは。ただいま会長にご指名をいただきました安藤でございます。

昨年3月まで、京都文教短期大学というところに46年勤めていたんですが、定年になりまして、今年からユマニテク短大のほうでお世話になっております。

この時代、いろいろ国が人口減少あるいは少子化、あるいは人材確保ということで、いろんな子育て支援に注目が集まり、また、児童福祉に関する取り組みは重要になってきております。この分科会の役割も大きいと思いますが、皆様と協力して会議の運営を行っていきたいと思いますので、ご意見をいただきますようよろしくお願いをいたします。

甚だ簡単で意を尽くせませんが、最初のご挨拶とさせていただきたいと思います。

**【事務局】**

ありがとうございました。続きまして副会長選出でございますが、同じく、「枚方市社会福祉審議会条例」の第10条第4項で、「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。」と規定しておりますので、会長からご指名いただいてもよろしいでしょうか。

**【安藤会長】**

それでは、昨年度も副会長を務めていただきました、子育て支援に関する研究などを専門としておられ、保育所経営や子ども家庭福祉サービスについて、幅広い知識と経験をお持ちの石田先生に引き続きお願いしたいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

**【安藤会長】**

ありがとうございました。それでは、石田先生、よろしくお願いをいたします。

**【事務局】**

それでは、以後の進行につきまして、安藤会長よろしくお願いたします。

**【安藤会長】**

それでは、皆さん、改めまして、会長に選出いただきました安藤と申しますので、よろしくお願いたします。

次の案件に移る前に、本分科会の担当事務について、確認の意味を含めて、皆さんと一緒に共有化をしたいと思しますので、事務局から説明をお願いたします。

**【事務局】**

それでは、恐れ入りますが、参考資料の2をご覧くださいませでしょうか。

本専門分科会は、社会福祉審議会の分科会となりまして、参考資料2ページの「枚方市社会福祉審議会条例」第9条第3号に規定しております、子ども・子育て支援法に規定する合議制の機関となります。

その担当事務は、4ページの、「社会福祉審議会規則」の第2条第2項(4)に規定しております、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務となっております。

具体的には、資料6ページをご覧くださいませと、子ども・子育て支援法第77条が書いてございますけども、その第1項第1号にある特定教育・保育施設の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画の策定・変更、実施状況の調査審議といったことを担当事務としております。

担当事務についてのご説明は以上でございます。

**【安藤会長】**

ありがとうございます。それでは、次第に従いまして、審議を進めてまいりたいと思します。なお、遅い時間からのスタートでもありますので、8時30分ごろを目処として終了したいと思しますのでよろしくお願いたします。

それでは、案件2「会議の運営について」、事務局から説明をお願いたします。

**【事務局】**

「会議の運営について」ご説明させていただきます。

もう一度、参考資料2の2ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、会議の公開についてですが、「枚方市社会福祉審議会条例」の第8条において、審議会の会議の公開等について規定をしており、同じく第10条第5項で、この規定は分科会において準用すると規定していることから、本分科会の内容につきましては、「公開」とさせていただきます。

なお、傍聴につきましては、7ページの「枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会の傍聴に関する取扱要領」により、傍聴いただくこととなります。

次に、会議録についてですが、戻っていただいて恐縮ですが、2ページに戻っていただきまして、枚方市社会福祉審議会条例第8条第2項に基づき作成することとなっております。

表記につきましては、委員の個人名と発言内容を事務局で記載し、後日、委員の皆様にご

確認いただいた上で会議録とさせていただきます。

作成した会議録につきましては、市のホームページや情報公開コーナーで、後日公表させていただきますので何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

**【安藤会長】**

ありがとうございました。今、説明がありましたように会議の公開及び会議録について、いずれもご異議はございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

**【安藤会長】**

ありがとうございます。

それでは、傍聴人について、事務局に報告を求めます。

**【事務局】**

本日は、傍聴者の来場はございません。

**【安藤会長】**

それでは、案件3に入りたいと思います。「枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、案件3枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(案)について、ご説明させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、枚方市子ども・子育て支援事業計画のうち、平成27年度から平成31年度にかかる取り組みについて、各事業を実施している本市の担当課に、平成28年度における各事業の実績を照会し、回答を取りまとめたものでございます。

内容のご説明の前に、本計画の構成を簡単にご説明させていただきます。本日、お手元に資料とは別に計画の冊子等をご用意させていただいている中に、1枚物の概要というものがございませので、計画の概要をご覧くださいませよろしいでしょうか。

本計画は、概要版の左側、3番に基本理念というものがございませが、「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を基本理念に、それを実現するために「子どもの生きる力と個性を育むまちづくり」、「子どもを安心して生み育てることができるまちづくり」、「子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり」という3つの基本方向を設定しております。

そして、さらに具体的な施策目標としまして、概要版の真ん中になります4番の施策目標と推進方向に記載しております6つの施策目標と、施策目標ごとに目標をより具体化した推進方向を設け、計画に基づき取り組んでいる各事業をそれぞれの体系に位置づけて進捗管

理を行っております。

こういった体系の全体像をまずご確認くださいませました上で、資料1にお戻りいただきまして3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、この資料1の構成についてなんですけども、これは、先ほどご説明させていただきます、計画の6つの施策目標ごとに、平成28年度の取り組みの総括を行っている部分になります。この3ページでは、基本方向1の「子どもの生きる力と個性を育むまちづくり」に対応する【施策目標1. 子どもの生きる力をはぐくむ環境の整備】について、取りまとめた内容を記載しております。

1枚めくっていただいて4ページをご覧ください。4ページ以降は、本計画に位置づけられた各事業についての進捗等を記載した一覧表となっております。

列の左から計画の体系番号、事業番号、取り組み名とその内容、平成28年度の実績、さらに、実績を踏まえた今後の方向と具体的な取り組み方策、最後に所管課という形で記載しております。

体系番号については、一番最初のローマ数字が計画の基本方向を、それに続くアラビア数字が施策目標を意味しており、最後の括弧書きの数字が、施策目標ごとに定められた推進方向を表しております。

4ページから13ページまでが、施策目標1と、それに対応する(1)～(6)までの推進方向に該当する各事業を掲載しております。

また、表の欄外の★、もしくは☆をつけている項目がありますが、★印につきましては、今回新たに取り組みの一覧に追加した今年度の新規の事業を表しております。☆印のものにつきましては、先ほど3ページのところで見ていただきました施策目標ごとの総括の中で、平成28年度の主な実績を示す内容として抜粋した事業を表しております。

それでは、もう一度、3ページにお戻りいただけますでしょうか。

3ページの下、＜主な実績と改善等＞と記載された箇所につきましては、1から6までの項目が、施策目標1に関する推進方向を表しております。推進方向ごとに、平成28年度の主な実績を示す内容として、先ほど見ていただきました4ページ以降の各事業の中から、主に平成28年度で動きのあった取り組みや、特色のある取り組み、さらに平成28年度から新たに組み込んだ事業などを抜粋し、その「事業番号」と「実績」を簡潔に記載しているものでございます。

また、3ページ最下段の＜今後の方向のまとめ＞につきましては、各事業の「今後の方向」欄の集計を記載したものとなっております。

それでは、具体的な内容のご説明に入らせていただきますが、お時間の関係もありますので、この場で全ての内容をご説明することはできませんが、一部を抜粋して説明させていただきたいと思っております。

3ページの【施策目標1. 子どもの生きる力をはぐくむ環境の整備】につきましては、＜主な実績と改善等＞としまして、推進方向1. 幼児期の教育・保育の質の向上の項目につきましては、3行目の後半部分に記載しておりますが、〈No追加H28-1〉と書いております保育士以外の保育従事者の資質向上のため、子育て支援員研修を実施したことや、次の推進方向2. 小学校教育への円滑な接続の推進についての項目では、施策番号の7番、幼稚園教育

の充実と小学校への円滑な接続を図るため、幼児教育充実事業を実施したこと、また、少し下がりました、推進方向4. 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上について、冒頭のところの〈N o 追加H28-2〉小中一貫教育の推進に取り組んだことなどを主な実績として記載をさせていただいております。

続きまして、14 ページをご覧くださいませでしょうか。【施策目標2. 子どもの個性や創造力を育む環境の整備】の項目です。

ここでは、〈主な実績と改善等〉といたしまして、推進方向1. 子どもの居場所づくりの推進について、1行目後半部分になりますが、〈N o 追加H27-2〉で「子ども食堂」の運営に取り組む団体に対する支援を実施したことや、推進方向3. 子どもの文化芸術活動の支援について、新たに、3行目の後半から記載をしております、〈N o 追加H28-3〉枚方市文化芸術アウトリーチ事業、〈N o 追加H28-4〉子どものための体験のトピラ「能楽堂で能を体験する」事業を実施したことなどを記載させていただいております。

続きまして、27 ページをご覧ください。基本方向2「子どもを安心して生み育てることができるまちづくり」の【施策目標3. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進】について取りまとめたものを記載しております。

ここでは、推進方向1. 母子の健康づくりへの支援について、〈N o 116〉母子健康手帳交付の受付場所を保健センター等に集約し、保健師による全数面接相談を実施したことや、〈N o 119〉予防接種事業における定期接種種目の拡充、再接種費用助成制度の創設等を記載するとともに、推進方向3. 子育てに対する経済的支援につきましては1行目の後半部分からですが、〈N o 137〉及び〈N o 追加H28-6〉で、保育料及び幼稚園就園奨励費補助金について、低所得世帯における年齢制限の撤廃や、第2子の保育料半額化等を行ったこと、また、推進方向4. ひとり親家庭の自立支援について、1行目の末尾からになりますが、新たに、〈N o 追加H28-7〉でひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援や、〈N o 追加H28-8〉ファミリーサポートセンターの利用料助成を行ったことなどを記載しております。

続きまして、38 ページをご覧くださいませでしょうか。【施策目標4. 地域における子育ての相談・支援】についてでございます。

ここでは、推進方向1. 子育てに対する相談体制の充実について、〈N o 追加H28-10〉ですが、「子ども総合相談センター」を設置し、問題の早期解決を図る体制を構築したことや、推進方向3. 子育てに関する適切な情報提供の推進について、1行目の後半以降に記載の、〈N o 追加H28-11〉子どもの年齢や居住地域に応じてきめ細かに提供できる「枚方市子育て応援アプリ」の開発に向けた検討を進めたこと、などを記載しております。

ここで資料の6番をご覧くださいませよろしいでしょうか。今回、会議に当たりましては、事前に資料を送付させていただいた中で、各委員の皆様から事前意見をいただいた部分について、この項目で意見がございましたので、ご説明をあわせてさせていただきたいと思っております。

事前意見一覧の最初の項目です。資料1の39ページ、N o 166番の事業をご覧くださいませでしょうか。育児相談事業とありまして、委員からの質問内容が、「平成28年度取り組み実績に、公立保育所の実績、2,298件のみが記載され、私立保育所（園）や幼稚園、認定こども園の実績が書かれていない。」というご質問がございまして、その部分を修正させてい

ただきまして、資料の 166 の項目の中ほど、平成 28 年度取り組み実績というところですが、「各施設で育児相談に応じた相談内容は、しつけ・食事・遊び等。」ということで、公私立保育所合計の数字としまして「10,005 件」ということで、事前に送らせていただいた資料から、記載のほうをこのように修正をさせていただいておりますのでご確認をいただけますでしょうか。

それでは説明のほうを続けさせていただきます。次は 46 ページの【施策目標 5. 子育てと仕事の両立支援】をご覧ください。

ここでは、推進方向 1. 多様な保育サービスの充実について、〈N o 202・204〉で、通年での待機児童解消に向け、公私立の小規模保育事業の実施や、私立幼稚園の認定こども園への移行等に向けた取り組みを行い、平成 29 年当初において、68 人の定員増を図ったことや、続きまして〈N o 追加 H28-12〉ですが、走谷保育所について平成 31 年度に民営化を行う方針を決定したことを記載するとともに、推進方向 2. 放課後児童対策の充実についての部分では、〈N o 210〉で、留守家庭児童会室の対象学年拡大に向けた施設整備に取り組んだこと、〈N o 211〉で、放課後自習教室の開室日数の拡充を行ったことなどを記載させていただいております。

続きまして 50 ページをご覧くださいでしょうか。基本方向 3 「子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり」の【施策目標 6. 子どもの人権擁護の推進】の項目となります。

ここでは、推進方向 2. 子どもへの虐待のないまちづくりの推進のところ、〈N o 219〉で「枚方市児童虐待問題連絡会議」を中心として、虐待の事案への対応等を行ったことや、推進方向 3. いじめ・不登校などへの対応について、〈N o 233〉総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」の設置や〈N o 228〉としまして教育相談員の配置について、〈N o 227〉中学校にスクールカウンセラーを配置したこと、〈N o 229〉小学校に心の教室相談員の配置を行い、いじめ・不登校に対する支援を実施したこと、などを記載をさせていただいております。

恐れ入りますが、ずっと戻っていただいて、資料の 2 ページをご覧くださいでしょうか。資料 2 ページの下段の表の部分になります。「今後の方向」と書いた表になりますが、このところでは各事業の今後の方向について、まとめたものでございます。「継続・推進」及び「終了（完了）」と位置づけております事業の割合を合計いたしますと、約 95%となることから、本計画につきましては、おおむね順調に進捗していると判断をしております。

以上、大変駆け足でのご説明で恐縮ですが、案件 3、事業の進捗状況（案）についての資料説明とさせていただきます。

#### 【安藤会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から、案件 3 について説明をしていただいたわけですが、ご質問やご意見があればよろしくお願いたします。

それぞれご関心のあることから結構ですので、よろしくお願いたします。

#### 【岩田委員】

よくまとめられていまして、いつも届くのを楽しみにしながら、事細かく見せていただい

ているんです。枚方市として待機児解消に向けて、非常に頑張っておられるのはよくわかっていて、私たちもその方向で協力をしたいと思っています。その中で、保育園がたくさんできていく、小規模も含め、無認可も含め。ただ、株式会社の保育園に対してはどのようにお考えなのかということをし少し教えていただきたいなと思いますのと、私たちとして、私立保育園連盟はできるだけ、そういうところには入っていただきたくない、やはり子どもたちは福祉で守っていきたいという方向を強く感じておりますので、営利だけではとてもじゃないですが、子どもが大変なことになるのではないかなという懸念をしておりますし、大阪市内初め、他の市でも企業さんが、あるいは株式会社さんがたくさん入っておられるんですけども、それを阻止することは難しいことだろうとは思いますが、基本的な枚方市の姿勢を教えていただきたいなと思いますのが1点です。

もう一点は、企業型保育、今、たくさんあちこちにできつつあります。今日も1つ、新しいのが1月からできているようだというのが中振のほうで、今日発見しましたけれども、そこら辺はなかなか行政としてつかむのは難しいんだろうなというのもよくわかるんですが、わかっている範囲で、どれぐらい企業型の保育園があるのかも教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

**【安藤会長】**

それでは、お願いします。

**【事務局】**

子育て事業課長の西本でございます。今、ご質問いただきました枚方市の企業参入に対する考え方ということなんですけれども、枚方市では、保育行政等につきましては、福祉ということ、それから教育ということを考えますと、そこに営利的な形が入ってこられることが考えられる企業参入ということにつきましては、一定、慎重に対応していく必要があるというふうに考えております。実際のところ、今、企業参入の予定はございません。

それと、企業型保育なんですけれども、企業主導型保育につきましては、位置付的には認可外保育所という位置付けになります。ですので、枚方市で企業主導型保育を実施される場合には、枚方市に届け出をしていただく必要がありますけれども、現在のところ届け出が出ているところは1件だけとなっております。

内閣府、児童育成協会で、企業主導型保育の整備を行うに当たって助成金を受けることができるんですけれども、12月末現在で私どもが確認したところ、企業主導型の助成決定を受けているところは枚方市内で4カ所と聞いております。それ以外でも、枚方市に問い合わせがあった場合には、一定、国の要綱等に基づいてご説明はさせていただいているのと、保育所の保育基準、設置基準というのは説明させていただいているところなんですけれども、今、私どもがつかんでいるところについては、以上のような形になっております。

**【岩田委員】**

ありがとうございます。

#### 【安藤会長】

それでは、他にございませんでしょうか。どうぞ。

#### 【富岡委員】

ちょっと教えていただけたらと思うんですけれども、28年度の取り組みのところで、例えば1番なんですけど、幼稚園教育の充実となっているところなんですけど、まず、取り組み実績のところ、これは多分、公立・私立幼稚園の方と協議の上、こういう内容になったと思うんですけど、「お話し会、英語保育、お茶会、スポーツ、菊づくり、野菜作りなどに地域人材を活用。」ということです。この内容を幼稚園教育の充実とされた理由といたしますか、そういうところがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

といいますのは、いわゆる幼稚園の教育、遊びを中心としたというようなところでいったときに、この内容がどういう位置付けを持っているのかなというのを思いました。

それから、今後になるかもしれませんが、幼稚園教育の充実で、幼稚園だけでなく保育園も、これからは3歳以上の保育園での教育。今度の改訂のところで、幼稚園・保育園、それから認定こども園さんのところが、3歳児以上は全て文言一致というようなところで幼児教育というふうに言われてきたときに、もしかしたら、ここの部分が、幼稚園教育の充実というところが、いわゆる幼児教育の充実という項目になっていくのか。ちょっとざっと見た感じ、僕の見落としかもしれませんが、そういう項目がなかったような気がしますし、保育園さんは保育園さんの項目であるんですけど、その辺、どう今後の改訂の見直し、何か変更されるご予定、あるいは視点など、もしありましたら、教えていただけたらと思います。

#### 【事務局】

教育指導課長の黒田でございます。お話のありましたところの、28年度の取り組み実績というところで、各幼稚園、私立幼稚園、それから公立の幼稚園の取り組みというところで把握をさせていただいたところをここに記載をさせていただいております。

実際に、ここにありますような、菊づくりですとか、野菜づくりといったことにつきまして、実際に幼稚園でカリキュラムに位置付けて取り組みをされていると報告をいただいております。

それから、要領が新しくなることから、それに基づいて、実際に文科省のほうからお示しをいただいているものを参考にしながら、幼稚園の取り組みを進めているところですが、公立幼稚園の場合は、実際に、取り組みの推進ということで、研究指定という形で取り組みをしていただいております。そういったところの取り組みなどもありまして、ここに記載をさせていただいているところでございます。

私立は、実際に取り組みをされているところを、こちらで情報を把握できる範囲で記載をさせていただいているところでございます。

#### 【北山委員】

くずはローズ幼稚園の園長の北山と申します。よろしくお願いたします。

先ほどの岩田先生のお話の中で、1点ずつお話があるんです。岩田先生のほうから企業の

保育園の参入ってあるんですかということのお伺いだったと思うんですけど、保育園というのは枚方市の委託事業で、私立の保育園さんに委託されているということと私は考えています。企業の参入はないですよという説明だったんですけど、枚方市から株式会社への保育事業の委託というのは、今は考えていないと捉えていいのでしょうかというのが1点。

それと幼児教育の充実のところの取り組み実績の中で、ここに記載されている分というのは、本来の幼児教育の、例えば、環境であるとか、いろんな充実に実際に寄与してないんじゃないかというふうな項目がたくさん並んでいます。幼稚園も全部充実事業を申請している訳ではなくて、なかなか申請しづらい要綱になっているので、何園かの幼稚園は申請していないような形なんですけれども、その要綱に当てはめた中で充実事業の補助をいただくのに、こういう形をとっているのではないかと考えます。私立の幼稚園が、こういうやり方に走っているという訳では、恐らく私が思うにはないと思いますので、その辺は枚方市さんのほうから、こういう申請を出されているところに確認していただければと思います。よろしくお願ひします。

#### 【安藤会長】

何かございますでしょうか、事務局。

#### 【事務局】

北山委員の1点目の件についてなんですが、先ほど課長から企業参入の件についてお答えをしたんですが、企業参入という、岩田委員からのお話は、認可事業の保育所、あるいは委託ではないんですが認定こども園で保育をお願いしてるという部分もあるんですけども、それについては利潤追求という部分が福祉的なところとは、ちょっと合わないということもあって企業の認可保育所であるとか、認可事業について参入するということについては、市として慎重に対応するというようなことです。

あともう一つ出てきました、企業主導型保育というものは、ちょっと別のものですね。企業主導型保育というのは、市町村の関与がなくても実施をできるというものですので、全く予算も別の、要は国の予算とはまた別に予算があって、そこから企業主導型保育をするところに整備費だとか、運営費が出されているという形になっておりますので、こちらは市町村の関与が全くなくてもできるというところですよ。

認可保育所とか認可事業については、市の計画に基づいて、市が認可をしてやるということで、ここは大きな違いがありますので、その点をご理解いただけたらと思います。

#### 【北山委員】

よくわかりました。株式会社というのは、株主の利益を追求するための会社であって、福祉事業とか教育事業とは、本来、目的が正反対なので、私もそういうところが保育であるとか、幼児教育に携わられるというのは、そぐわないのではないかなと思っています。

あと、おっしゃっていた企業主導型の保育事業のことなんですけれども、枚方市は、関与してないということなんですけれども、認可外保育園としての届け出というのは、多分、必要になってくるはずなので、ここから後に出てくる保育事業、教育事業というところの把握の

部分で、資料を見ていると余り認可外の施設については記載がないので、認可外の部分、枚方市に申請があるというか、届け出がある部分については、それも含めて捉えていかれたらどうかと思います。

企業主導型の部分に関しては、そこを運営される企業の従業員の子どもさんを、まず見られるということと、スペースに空きがあるのであれば近隣の子どもさんも受けていいよというふうに理解していますが、それはおっしゃられた株式会社の保育の参入とは違う、就労支援という形で、雇用保険事業の中のお金から出てきている話ですので、これからとてもたくさん保育事業というのが出てくるのであれば、枚方市としては、うちはお金を出していないから関係ないよということではなくて、ある程度、協力していく形で取り組まれたらどうかと思います。

**【安藤会長】**

事務局、何かありますでしょうか。

**【事務局】**

企業主導型保育の位置付けとしましては、認可外保育施設ということになりますので、こちらについても市に届け出をしていただく必要があります。枚方市の関わりとしましては、認可外保育施設に対しては監査部門のほうが年に1回程度になるかなと思いますが、現状の中ではそんなに数が多くないので、年に1回は行っているんですけども、立入調査というものをしております。その中で一定、保育の質であるとか、基準がきちんと満たされて運営されているかというところは、市が見るというところはございます。

**【安藤会長】**

よろしいでしょうか。

**【北山委員】**

はい、ありがとうございます。

**【安藤会長】**

それでは、他にございませんでしょうか。どうぞ。

**【山本委員】**

市民公募の山本と申します。3点ほど確認させていただきたいんです。

昨年でしたか、姫路の保育園の事件がありまして、私も保育園に2人ほど預けている身としても他人事でないように感じたんですけども、先ほど企業主導型の保育園の話もありましたけれども、待機児童問題がまだまだ解消しない中で、いろんな形での保育園というのが、実際には必要とされていると。その認可外であろうが、認可であろうが、それはどこがお金を出すかというようなところの違いで、預ける身からすれば、どの保育園も質が維持されている必要があると。それはもう子どもたちのために間違いのないことで、その保育の質とい

うのをどのように確保するのかということでは、できることとしては、多分、役所しかできないのではないかと、思うところがありまして、そういう意味では、保育の質を高める事業というのは、具体的には、この中ではどのものになるのかと、それで十分ということになるのかどうかというところを、ご確認させていただきたいと思います。

特に0歳児から2歳児ぐらいの小さな子ども、就学前の子どもたちというのは、なかなか自分の意見を持っていない、表現することもできないので、大人のチェック機能が、機能が果たされていないと、なかなか保育の質が客観的に担保できないのではないかと、そういう意味では、例えば通報制度であるとか、何かおかしいと思ったときに相談できるというような仕組みがどのようになされているのかという点をお聞きしたいと思います。

それとともに、2点目になりますけれども、保育の問題というのは、いろんな面からの、保育園待機児童問題というもののベースには、やはり保育士さん不足の問題もあろうかと思えます。保育士さんの処遇の問題というのもよく新聞にも出ていますけれども、この保育士さんの処遇とか、チェックばかりするのではなくて、保育園の運営を支えるというところでの認可、認可外を問わず運営母体のほうがしんどくなったときに、何かサポートを受けるような、そういった体制というものもあるのかどうか、保育士さんの相談できるような先というのがあるのかどうかというところもお聞きしたいポイントです。

3つ目ですけれども、両立支援の問題の中で出てくる、認定こども園を増やすというようにお話がありまして、認定こども園の中には保育事業をされるということで、保育園枠で子どもを預けるという部分があるわけですが、これが必ずしも保育園と同じような開所時間ではないというところで、仕事をフルタイムで持っている者が利用しづらいというような現状がないかという点もお伺いしたいことでして、保育園は11時間、開所していますけれども、それが認定こども園になると必ずしもそうでないというような話も、私自身も実際にお聞きしたので、そのあたり枚方市ではどのようになっているのかという点もお伺いできたらと思います。

#### 【事務局】

まず、1点目で質問のありました職員の質の向上ということで、研修等が挙げられるのかなということになるんですけれども、どこにあるかということになりますと資料の4ページの4、保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定であるとか、次の項目の幼稚園教職員研修・研究実践であるとか、6の公私立保育所（園）合同研修会の推進といった部分であるとか、次の5ページの〈追加 H28-1〉子育て支援員研修であるとか、9番まで、幼稚園等幼児教育充実事業、接続期のカリキュラムの構築、保育所（園）・幼稚園交流会、合同研究会といった取り組みの中で、いろんな研修であるとか、公私合同での研究会等で職員の質を高めていく取り組みをさせていただいています。

それ以外でも国、府で行われる研修会等のご案内も通知させていただいて、参加を促しているというような状況です。

#### 【事務局】

質の確保の中で、通報制度というお話がございましたが、それについては、この計画の中

に記載はないんですけれども、保育所の場合は、社会福祉事業の第2種事業ということで、社会福祉法で、一定、苦情に対応することが義務づけられている部分があります。保育所の中には、苦情担当窓口になる人と、その対応する人を置かないといけないということになっています。また、そのほかに第三者委員という形で、これは保育所の関係者でなくて外部の方に第三者委員となっていて、その方に相談ができるという仕組みがございます。

大阪府全体でいいますと、大阪府の社会福祉協議会のほうで、そういった苦情対応の窓口ということにもなっている部分もあるんですけれども、枚方市の場合は、もちろん個々の苦情については、私ども、子育て支援室にもよく入ってきますので、子育て支援室が苦情を受けた場合、対応させていただいているところでございます。

保育士不足の要因の1つに処遇の問題があるかと思えますけれども、この処遇につきましては今年度から、国のほうで処遇改善という措置をとっております。一定、中堅といいますか、大体、経験7年以上ぐらいの副主任に当たるぐらいの職の人については、月額4万円の処遇改善を行っておりますし、4年以上でしたか、もう少し年数が短い方については月額5,000円の改善という形で今年度から取り組まれているんですけれども、枚方市が窓口の保育園さんに関しては、全ての保育園が、この処遇改善を図っていくということで、今年度から取り組んでいるところでございます。

保育士さんが相談したい場合ということについては、市では、そういった窓口は今ないというような状況でございます。

最後の認定こども園の保育時間の件なんですけど、認定こども園については、27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度の対象の施設になりますので、新制度では、保育所を利用したい方は必ず認定という手続をしていただかないといけないのですが、標準認定で11時間、短時間認定で8時間ということが決まっております。そういったことからすると、認定こども園は11時間は開所しないといけないということになっております。枚方市の場合、全ての保育所が12時間以上、開所していることがありますので、幼保連携型の認定こども園につきましては市が認可しておりますので、認可の際に市としては、11時間はもちろん最低線なんですけど、12時間開所してくださいというお願いをして、今、幼保連携型の市内の認定こども園については12時間開所で運営をさせていただいております。ただし、幼稚園型の認定こども園につきましては、大阪府が認可をするという形になっておりますので、今、少なくとも11時間は開所されていると思いますが、府の認定の関係で、さきほどの幼保連携型のように、例えば市が12時間やってくださいとか、そういったお願いができてないところもございます。

#### 【山本委員】

2点追加で伺いたいんですけれども、1つは、先ほどの通報の問題ですけれども、社会福祉法人に関してそういった相談窓口、苦情手続みたいなものをお持ちなのは存じ上げているんですけれども、先ほど話に出たような、例えば、社会福祉法人がやっていないような保育園も、今後、考えられると思うので、そこところに子どもを預けていると、なかなか頼っている部分もあって言いにくいというところが、どうしても保護者にも出てきますので、そのあたり穴のないような制度づくりというものが必要なのではないかと思います、その点、

ご検討いただけたらと思います。

もう一つ、先ほどの認定こども園の幼保連携の場合 11 時間というようにお話がありましたけれども、これは一つ、保育園に関してもそうなんですけれども、開所日というのも大体決まっているものなのか、ある程度、園のご都合なりで、園によって割と預けられる時間、日数が変わってくるということが、特に認定こども園のような場合にはないのかどうかというところもちょっと確認できたらと思うのですけれども。

**【事務局】**

認可保育所、それから幼保連携型認定こども園につきましては、基本、2号、3号部分、保育部分については、保育所と同じような形で開所をお願いしております。ですので、年末年始とか日曜日がお休みになるような形になるかと思えます。

**【山本委員】**

土曜日も 11 時間。

**【事務局】**

基本、土曜日も 11 時間という形になります。ただ場合によっては、子どもさんが早く帰って誰もいない状態であれば、そこで職員も帰ることはあり得るかもわかりませんが、基本、土曜日も 11 時間あけていただくということになっています。

**【山本委員】**

そうすると利用者いないから、うちでは通常やっていないとか、そういったことは基本的には許されていないという理解で、利用者はいいということですか。例えば、利用者がいないので、うちでは土曜日はもう何時までしか、実績でもやっていませんというふうなお話があっても、通常保育園と同じように預かっていただくのが当然と考えていいのか。職員の手当も、今まではないですというような話があったとして。

**【事務局】**

そうですね。基本的には、預かるニーズがあれば預かっていただくことになると思います。ですので、今までは昼までしか実績がなかったけれども、夕方まで預かってほしいというニーズがあれば夕方まで預かるような形になると思います。

**【事務局】**

入所を担当しております菊地と申します。基本的にやはり保育の、先ほど必要時間というのがありましたが、その中で、例えば就労であるとか、そういった保育要件で必要な時間というところがございますので、一定、そのあたり、例えば土曜日にお仕事があるのかどうかというところを、各園さんでも確認をされたりする中で開所時間とかも、調整されている部分もあるというふうには聞いておりますので、そこで全部が使えるということではなくて、その中で必要な時間でのご利用というところで、市のほうでもお伝えをさせていただいてい

るところです。

**【山本委員】**

では園よりは、利用者のニーズで開所時間が決まるというふうなことでいいんですね。

**【事務局】**

ニーズといたしますか。

**【山本委員】**

というより、保育を必要な時間として届けた時間は、それはうちではちょっと難しいとか言われる心配はないということなんですね。

**【事務局】**

保育の認定をさせていただいている要件でどうなのかというところを、また確認をされるという形になります。

**【山本委員】**

ありがとうございます。

**【北山委員】**

よろしいでしょうか。私の幼稚園は、昔からの私学助成の幼稚園ということなんですけれども、大阪府に私立幼稚園連盟というのがあります。その中で、認定こども園に移行されている園というのはたくさんございます。いろいろ地域ごとによって各市町村の対応ということで事情は違うのですけれども、私が聞いているのでは、保育園というのは、枚方市に利用される方が申込をされて、枚方市が保育園に委託をされるという形をとられていると聞いています。

認定こども園については、幼保連携型も含めて、2号、3号の保育要件の認定は必要なんですけれども、認定を受けられた後は、各認定こども園さんとの個別契約になるので、その中で個別契約を結んでいただくという手続になると聞いています。その個別契約の中で必ず用意しないといけないのが重要事項説明書というのがありまして、その中で、休む日であるとか、保育時間であるとか、土曜日の保育時間というのは、各認定こども園さんのほうでお示しをされて、それでいいよということであれば、その認定こども園さんと契約をして子どもさんを預けられるという手続と聞いています。ですので、各市町村でのこういうふうにしてほしいという希望は多分あると思うんですね。

幼保連携型の認定こども園の場合は市が認可をおろされますので、その中の話し合いはあるんですけれども、基本的に保育園と同じ時間あいてないと、あなた、おかしいですよということではないと伺っているんですけれど。ちょっと間違っていたら申しわけないですけど、私としてはそういうふう聞いています。

**【事務局】**

ただ今、北山委員からご説明いただいたように、認定こども園についてはそういう形になっておりまして、今現在、枚方市内で認定こども園をやっている園につきましては、枚方市から認可の際に、保育所がそういう形でやっておりますので、それと同じような形でやっていただきたいとお願いをさせていただいて、ご了承いただき実施していただいているという形になります。

**【事務局】**

今、北山委員から事務局を補足していただくようなご説明もあつたんですけど、認定こども園は契約というのは確かにそうなんですけど、ただ2号、3号につきましては委託という話がありましたけれども、認定こども園の場合は委託ではないんです。施設型給付ということで、一定認定を受けて資格がある人に対しては、直接、申し込みに行ってそこで契約を結ぶよということになりますけれども、2号の場合、利用調整は入りますけれども、委託費を市が払うのではなくて施設に給付費という形で入ってくるということで、その辺が保育所と仕組みが若干違うところはございます。

**【山本委員】**

今の追加で、補足していただいたので大分よくわかったんですけども、契約、重要事項説明という部分在实际にもあるように私も入園の手続の際に感じましたので、それは同じと思っていたら違ったということで、これを承諾することができないと、ちょっとうちの園では難しいというような趣旨のことを言われたことがありまして。それ自体は、私たちは同じように保育料を払うのに、預ける先で大分違ってくるというのも解せないかと、正直なところ思ったわけなんです。重要事項があるのであれば、あらかじめ言っておいていただかないと、そもそも希望を出しておけないというか、枚方市の場合は先着順だったりもしますので、同じ点数だったらとか、第1希望をどこにするかというのがすごく大事で、そのあたりが市民のほうに重要事項があるということが、各園がどういうものを持っているかというのをわかっていないと、マッチしないところを第1希望に出すというケースもあり得るのではないかなと思うので、もし、そういうような違いがあるのであれば、あらかじめ、そのあたりは明示的にしていただきたいというところは感じますので、そちらもご検討いただけたらと思います。

**【事務局】**

委員からご意見がありましたけれども、基本的な開所時間であるとか、延長保育を何時までやっているとかというふうな情報については、入所の案内であるとか、ホームページ等でご案内をさせていただいているのですけれども、それ以外で、各園、それぞれ実施、運営していただいている母体が違いますので、それぞれの特色を出して保育をされておりますので、その点での違いというのはあろうかと思っておりますけれども、基本的な部分についてはあらかじめご説明はさせていただいているところではあります。

### 【事務局】

窓口での入所相談の際には、そういったところの基本的なお話もさせていただいた上で、できましたら、例えば園さんのほうへのご見学であるとか、お問い合わせいただくとか、そういったところもあわせてお願いといたしますか。やはり長く通われる園さんにはなりますので、そういったところのご確認もお願いはさせていただいているところではございます。その上で、一定、こちらで把握できる情報等については、各園さんから情報もいただきながら、それぞれ提供させていただいているというところはございます。なかなか、その辺が不十分なところもあろうかと思っておりますので、そういったところ、お問い合わせいただいてわからないところについては、こちらから確認したり保護者さんから確認いただいたりというような形で、ご対応をさせていただいているところです。

### 【安藤会長】

よろしいでしょうか。他に、どうぞ。

### 【富岡委員】

ちょっと教えていただきたい、あるいは確認したいと思うことがあるんですけど、ざっと見て、自分自身の中で取り組み名と取り組み内容のしっくりこない部分というのがあるんですけども、いわゆる接続というキーワードで、3点ほど確認あるいは教えていただきたいと思えます。

まず、5ページの8番、9番のところが、いわゆる接続に関するところかなと思えます。いわゆる接続期のカリキュラム構築が8番、それから9番が保育所（園）・幼稚園交流会、合同研究会というものなのですが、これは名称は違うんですが、内容はいわゆる小学校の接続の内容ですよ。

その場合に、担当課さんが教育指導課さんと、子育て運営課さん、教育指導課さんも入っておられますが、この辺、どのように連携をされているのか。あるいは名称が違うんですけども、実は、どういうふうな具体的には連携が、あるいは同じ部分があるのか、その辺を教えていただきたいなど。

例えば、やっぱり接続カリキュラムと言った場合は、これは保育園の接続カリキュラムなんですね。そこは当然、保育園だって接続カリキュラムですし、その辺を分けられている意味、もし、そこら辺あったら教えていただきたい。あるいは、実は共通してる部分はあるところがあるんですよとか、その辺を教えていただけたら。

いわゆる保幼小の連続、接続のところでは1点。それとあとは、ちょっと追加なんですけど、いわゆる小学校さんとの連携のところ、ここに書かれていること以外というところで、「わくわくもうすぐ1ねんせい」というのは、これがスタートカリキュラムなんだろうと思うのですが、次年度の取り組みのところ、また「わくわくもうすぐ1ねんせい」の小冊子を作成というのをブラッシュアップしていく、あるいは改訂をしていくということなのか、あるいは、今後の動きのところ、かなりここ重要どころになりますから、いわゆる小学校さんとの接続をさらに強化しようとしているところに、もし何かお考えなり、検討されていることがあったら、ちょっと教えていただきたいなどということが1つ。

それと今度、小中の接続というところでは、これは、7ページの追加の〈追加 H28-2〉というものなんですけども、これは小中一貫教育推進事業というところで、いわゆる小中一貫の取り組みをしようといったときに、これ、何校ぐらいで、どれぐらいの今、実施というものがされているのか、いわゆる小中一貫というものの、とても大きな課題だと思いますし、その辺、どれぐらい構築、構成があって実践されているのかというところを一つ教えていただきたいなと思います。

それから、今度は10ページのところに、「幼・小・中学校における支援教育」というところで、これもいわゆる幼・小・中の、今度は支援教育の接続という部分だと思うんですが、ここ、幼になっているんですけど、当然、保育というのは、もし、先ほどの論で言えば、保の部分はどこかにあるんでしょうか。いわゆる保・小・中の支援教育というのがもしあるのであれば。あるいは、ここの中に幼って書いてありますけれども、当然、保育園も含んでますよという話なのか。先ほどの8番、9番が変に言葉が分かれている分だけ何か他にあるのかなと思うと、ちょっと中身が見えないので、その辺、もし実際はこうなんですよというふうなお話があったら教えていただけたらなというふうに思います。以上です。

#### 【事務局】

教育指導課長の黒田でございます。今、初めにありました接続カリキュラムの構築というところで、ちょうど今の時期ですけれども、小学校で、今度入学する園児さんに対して説明会がされます。その際に、この冊子をお配りをしまして、実際に小学校入学の準備ということでお話もさせていただき、また、公立の幼稚園で、こういった冊子を活用した授業体験も実施をさせていただいているところがございます。実際に作成をさせていただいておりますのが、教育指導課で所管させていただいており、活用としてはそういった形でさせていただいているというところがございます。

それから下の9番のところでは、平成28年度取り組み実績の真ん中から後ですけれども、「市立幼稚園において」ということで、体験授業、給食、児童との交流という形で、実際に園児に学校に来ていただいて給食を体験する、あるいは行事に園児を招待して、実際に学校の体験などをさせていただく。よくされているのが運動会のときに招待する、あるいは文化祭などに招待をして、実際に小学生の子どもたちがお世話するとか、実際に小学校の活動を可能な範囲で体験をさせていただくということをさせていただいております。

それから、次に小中一貫教育につきましては、言葉としてはこういった形ではありますが、文科省が小中一貫教育の捉え方ということで、小学校と中学校のカリキュラムをしっかり立ててということですが、実際に枚方市では、そういうカリキュラムまで整える小中一貫ということではなくて、小中連携というところで、特に授業改善、それから家庭学習という2本柱で取り組みをさせていただいております。授業の取り組み、特に小学校でいきますと学年内でしっかり連携をしていく学年会。中学校では、各教科ごとで先生方がかわりますので、教科会を中心に、特色があるおのおの良さを連携という形で授業の中に盛り込む。あと家庭学習のところでは、実際に、中学校区で家庭学習週間、宿題週間のような形で、そういった週間を立てながら、家庭学習をより充実していこうという取り組みをされております。

そういった小中一貫教育というところで、小中連携して、しっかりつながりを持って取り

組んでいきたいと思いますというところで取り組むをさせていただいているところでございます。

#### 【岩田委員】

岩田です。9番のところですけども、公立保育所において、28年度の取り組み実績と書いておりますけれども、これは公立だけではなくて民間保育園も随分とシステム化しながら各園で小学校との連携を深めております。実際、うちの園も何十年も年長さんが小学校で、一緒に1年生と授業を受けさせてもらったり、あるいは1年生の姿を見せていただく、給食を一緒に食べるというのを、もうずっとしておりますし、式田部長さんが、まだ課長さんだった時分だったように思うんですけども、保育要録が始まりました、学校へね。そのときに、なかなか見ていただけないようなことがあったりしましたので、枚方市の私立保育園連盟の役員と、それから小学校の校長会の役員さんと、年に数回、そういう教育懇談会のようなものをずっと持ちながら連携を深めて、保育の現場と小学校の現場が、いかに連携を深めていけるのかということ、今年だけまだ持っていないような気がしているんですけども、ちょっとどうなっているのかなということも含めて、ここずっと何年間、そういうお話を進めてきていますので、この記述の仕方がちょっと足りなかったのかなと思いますけれども。特定の保育園だけがというのではなくて、これを何とかシステム化しましょうということで、当時やったように。随分とそれをいろいろとご尽力いただきまして、公立の園も私立の園も、園長会代表と小学校の校長会さん、教育委員会さんもずっと出て来てくださっていたと思うんですけど、これは引き続きしていったほうがいいのかと私は感じています。

続いて、発言していいですか。実は、ずっと書いておられるように、切れ目のない支援ということを妊婦さん、出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援、これ、随分、充実してきていると思います。保育園まで。ところが、学校へ行くとうどうかなというのが、随分と個人情報保護法の壁があつくて、なかなかそこら辺の連携がとりにくいという現状があるんですけども、その辺は皆さん、どのように感じておられるのか。私は、そこをもう本当に保健センターも含め、保育園も含め、幼稚園もそうだと思うんですけども、乳幼児時期に、枚方市においては連携がかなり充実していると思います。虐待のことも含めて、保護家庭のことだとか、連絡会だとかいうのが充実しているんですけど、学校へ行ってからがなかなか難しいなというのは、私は感じています。その辺をどうその壁を乗り越えながら、子どもの命を守っていくのかということでは、本当に統一戦線を組まないと、子どもの命が大変脅かされている現状、それから貧困の問題もそうです。見えにくい。それから学校は、本当に先生方も仕事も大変だし、そうなんでしょうけれども、少し福祉の視点でものを見ていただけたら、どんなに子どもが助かるのかなというのを、随分と私は、実際にいろんなお母さん方から、あるいは子どもの実態から、見ていると非常にそのところをもう少し手厚く学校の先生と連携がとれたらいいなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

教育委員会の先生方、どこら辺まで、それは現場のことをつかんでおられるのかわかりませんが、子ども・子育てのこの審議会こそが子どもを守るために大同団結をしていって、面として子どもを守るようなネットワークをつくっていかないといけないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 【事務局】

教育指導課の黒田でございます。今、お話がありましたが、私はここに座っておりますが、もともとは小学校の教諭でありまして、実際に小学校で子どもたちを幼稚園、保育所から1年生で迎えるにあたりまして、実際に連携ということで、いろいろな取り組みをしてきたという経験がございます。

今お話いただいたところで、実際に、保育所に出向いてお話を聞かせていただく、幼稚園に出向いてお話を聞かせていただく、また逆に幼稚園、保育所のほうから来ていただいてお話を聞かせていただくというような機会なども実際にとっておりました。今、実際、各学校園の取り組みなどをお聞きする中でも、そういった保育所、幼稚園との連携ということで、入学前といったところで、そういった情報をいただく、それから入学後というところでも、そういったお話があります。

実際、大きな機会とありますが、先ほど入学説明会のお話をさせていただきました。入学前に健康診断がございます。その際にも、実際に保護者の方々から、学校にいろいろな相談があるときには、校長先生、あるいは養護教諭が相談、入学に当たってこんな不安がありますよというようなお話も聞かせてもらうような時間などもとらせていただいておりますので、今、お話があるような連携といったところは大事なことで教育委員会としても認識はしております。そういった好事例、また、こういったいい連携をされているところにつきましては、こちらから発信という形で広めていければと考えております。

### 【富岡委員】

岩田委員の言われたこと、私もとっても同感で、大切なことだなと思っています。

今、枚方市さんでもとても精力的に保・幼・小の連携というのは取り組んでいただいていると思うのですけれども、入学前のところで。これはどの形がいいのかというのは、なかなか結論はでないと思うのですけれども、今、取り組んでいただいている多くの行政さんで、いろんなところで取り組んでいただいている内容かなと思います。

そういう意味で、一定いい部分の効果と同時にある部分のところでは、僕はこれは個人的な意見としても賛成なんですけれども、小学校さんが園に非常に足しげく通うということです。いわゆる子どもの姿をきちんと見るということをしてはいかがかなと思います。先生、お忙しいというのはとてもよくわかるのですけれども、やはりまだまだ小学校の先生方の子どもたちの受け入れ方、それこそ、まだ、そんなところあるのとおっしゃられるかもしれませんが、こんなにできるんですねって、いまだに言う先生もいらっしゃいます。枚方市さんでは、もうそんなことはないということかもしれませんが、でも、これが現実ですね。

やはり、いきなり小学校1年生でものすごく子ども扱いをされてしまう。やはりその部分の解消、子どもたちの姿、あるいはなだらかな接続という意味では、やはり小学校の先生が、自分のところの校区は決まっていますから、上がってくる園はどこかわかっていますよね。どこの子が来るのかというのはわかるわけです。これは具体的にはもう愛知のところではかなり進んでいると僕は思っていますけれども、小学校のほうが、年長さんのところへ足しげく通うということですね。保育の現場を見る。小学校に来なさいではなくて、小学校の先生が園に行くのですね。そうすると、どのようなことがあるかということ、ものすごくなだ

らかです。ものすごくいい形でいけてます。

やっぱりそれだけでも全然違うというようなことというのは、実際に取り組んでおられるところで聞く声ですので、もし、何かそのような、それが枚方市さんとして適切かどうかというのは、またご検討いただけたらとは思いますが、やはりなだらかな接続というのは、重要なことですので、また、いろいろご検討いただけたらなと思っています。

#### 【北山委員】

私も、全く同意見です。幼稚園では子どもたちに環境を通した教育であるとか、遊びを通じてということであると、遊んでるだけというふうに誤解される方が多いですけれども、遊びの中で物を譲り合ったりとか、周りの子どもたちと協力したりとか、周りの子どもの気持ちを聞いて、それに対して対処するとか、妥協していくということ、いろんなことを覚えて、幼稚園の中で、3年間で覚えていきます。

それが小学校に上がると、教科学習ということになって、どうしても、また全く違った場面に子どもたちは遭遇することになるんですけれども、多分、どの保育園さんも幼稚園も、認定こども園も一緒だと思うんですけど、環境が大きく変わったりとか対応する場所が変わったりとかすると、なかなかそれにいきなりなじめない子どもというのは、今、増えてきていますので、そういう意味では、本当に保育園と幼稚園と、小学校への連携というのがうまいこといけばなとも思います。

ずっと昔から感じていることが1つありまして、私立の幼稚園というのは、大阪府の所管であるために、枚方市の行政の方とかかわることがとても少ないです。教育委員会の方にはお世話になっていたんですけども、ここ何年間で子育て支援室のかかわりというのが非常に増えてうれしく思っているんですけども、私立の幼稚園は枚方市の小学校さんと接点って保育園さんみたいに余りないですね。保育園さんは、枚方市から委託されて、子どもを預かっているから枚方市の公立の小学校と接続というのはいろんな機会があるかもわかりませんが、うちは、また2月に行くんですけど、小学校区、樟葉小学校区の幼稚園ですので、直接、校長先生にお願いをして中を案内していただくというのは、毎年させていただいておりますけど、それでは1年を通じて何かかかわりがあるかということ、そういうことは余りございません。

枚方市の教育委員会は、今もきららというところにあるんですかね。子育て支援室は、この本庁のほうにあって、幼稚園は教育委員会でやって、保育園さんはここで、小学校はまた教育委員会で、留守家庭児童は今、何という名称になっているんですかね。放課後子ども課、それはまた、教育委員会の所管になるということで、多分、僕が知っている大阪府下の市町村で何市かしか、こういう離れた場所でされているというところはなくて、今、普通は、もう一緒のフロアで壁もなくて、机が並んでいる場所は別だけれども、その保育園、幼稚園、認定こども園、そして小学校、中学校というところを取り仕切られている行政の方が、横の話がすぐできるような形で市の運営されているところが、大阪府では多分90%以上だと思うんですけど。できたら枚方市もそういう形をとっていただけたら、この問題については、牧野のほうに行ってください。ここから車で30分ぐらいなんですけど、こっちの問題については枚方市の駅前の市役所に行きなさいということがございますので、その点は何とぞ一緒に

なっただいて、私も、小学校と保育園さんと協力してやっていきたいので、いろいろお互いにお話をさせていただく機会を設けていただけるとありがたいです。よろしく願います。それが、子どもたちにとっての最善の利益だと思っていますので、どうぞよろしく願います。

#### 【麻生委員】

山田小学校の校長の麻生と申します。今、いろいろお話をお聞かせいただきまして、実際、本校、小学校自体もやはり幼稚園や保育園から上がってくる子どもたちの情報と申しますか、その子どもたちにどうかかわりを学校で持っていつてあげたらいいだろうというのは、常に考えています。ただ、本校でも今、201名の在席なんですけど、1年生は来年度37名ぐらい入学予定なんですけれども、それでも就学前に入っておられる幼稚園、保育園、去年も二十近くありました。そうしますと、やはり1園にお1人とか、1園にお2人という中で、なかなか園をずっと二十近い園を回るとするのは難しいというところがありまして、特に支援が必要な子どもで、もう入学式からすぐに手当が必要な子どもが入っております幼稚園や保育園のほうには訪問をさせていただいて、実際、どのような支援を保育園や幼稚園でされているかというの、職員が行って見学もさせていただき、直接指導なさっている先生や園長先生からお話を伺って、すごく気をつけているところはあります。

あと二十近い園を全ては訪問できないので、入学説明会以降に、どこの園に入っておられたか、保育園、幼稚園のお名前がわかった時点で、一応、何か配慮が要ることがありますかというようなお問い合わせは学校からもさせていただいております。その中でいただいた情報、個人情報のこともございますので、全てが伝わっているかどうかはわからないのですが、やはり子どもたちにとって一番いい形で、小学校としてもお迎えしたいので、そのあたりで配慮することがあれば教えていただきたいという姿勢で問い合わせをして、教えていただき、4月からスムーズに学校で過ごしてもらいたいというのは、いろんな学校で、それぞれの学校で取り組んでおられることかなと思います。

交流に関しましては、本校の校区の中に私立幼稚園、それから公立の保育所、私立の保育所もあるんですが、その中で1つ、たくさん入ってくる公立の保育所とは学校へ来ていただいてというような交流もさせていただいております。

あと、いろんな家庭の事情で、継続して見守りが必要な場合は、子ども総合相談センターと小学校のほうも連携はさせていただいて、子どもの支援が必要な場合は、そことも連携はさせていただいていろんな話も聞かせていただいたり、ご相談をさせていただいたりということで、一定の取り組みは各学校それぞれにしているのが実情ではないかなというふうに思っているところです。

#### 【安藤会長】

よろしいでしょうか。ただ、今、一つ気になっていたのが、保・幼・小連携、接続の話は出るんですけど、放課後児童クラブの話が一向に出てこないんです。放課後児童クラブ指針には、保・幼・小の接続会議に出ると書いているんですよ。努力しろと。書いてあるのに参加していないでしょう。だから、その辺が保・幼・小しかないんですよ。単純に言うと、

学童保育の部分が欠けているわけですね。ですから、この辺についても接続しなさいということにおいて、やっぱり視野に入れていく。もうされていたらそれでいいんですけど、これからは、そういうものも入れていく必要は出てくるのではないかなど。そういう国の方針も出ているようですので、また、参考にさせていただいたらと思います。

それでは、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。今、委員の皆さんから、いろいろご意見を頂戴いたしましたので、この意見を踏まえて、引き続き施策の効果的な推進に取り組んでいただきたいと思います。

それでは続きまして、案件4「主要事業の目標事業量に対する実績（案）について」及び案件5「主要事業の目標事業量の変更（案）について」、この2件は密接に関係しておりますので一括して説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

それでは、案件4、目標事業量に対する実績（案）について、まず、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、子ども・子育て家庭を対象に実施が求められる主要事業について、ニーズ調査等により把握した需要量である「量の見込み」と、そのための供給体制をあらわす「確保方策」からなる「目標事業量」を、市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定めることとされておりまして、本市におきましては、表中の①～⑩番の事業を主要事業と定めておりまして、それぞれの事業概要につきましては、表に記載のとおりとなっております。

続いて資料3をご覧くださいませうでしょうか。

本計画が、平成27年度から31年度までの計画期間中において、事業ごとに定めている各年度の「目標事業量」と、第2年度である平成28年度までの実績、さらに、4月1日を基準日とする事業につきましては、平成29年度までの実績をまとめたものとなります。網掛けのない部分が、「目標事業量」を、網掛けのされた部分が実績をあらわす欄となっております。

また、目標事業量の数値は、「量の見込み」と「確保方策」が異なる場合には2段書きで、上段に「量の見込み」を、下段に括弧書きで「確保方策」を示しております。

例えば、資料の一番上に記載の、①の教育・保育の1号、いわゆる幼稚園部分を利用する児童ですが、計画では、平成27年度の需要予測値である「量の見込み」が6,121人、それに対する「確保方策」が7,127人となっており、これに対して実際に利用した児童数である実績は5,970人となっております。同様に、平成28年度の計画値は5,848人、確保方策が7,127人であり、実績では5,586人といった形でまとめさせていただいている資料となっております。

全体を見ていきますと、目標事業量の「量の見込み」に対する各事業の実績値については、推計に近い推移をたどっているものと乖離が見られるものがございますが、「量の見込み」と実績値に10%以上の乖離があるものについては、国が定める基本指針に従いまして、計画期間の中間年である平成29年度内に見直しを検討するということが求められております。

また、昨年度も一部見直しをご審議いただきました目標事業量の「確保方策」につきましては、さらなる確保を図る観点から目標値を超えて整備を図るものなどについては、変更と

なる事業量の時点修正を反映することとしております。

案件4、目標事業量の実績（案）についてのご説明は非常に簡単であります、以上とさせていただきます。

続きまして、案件5、主要事業の目標事業量の変更（案）について、ご説明させていただきます。資料3の2枚目をご覧ください。

この表につきましては記載の数値自体は1ページ目のものと同じものですが、目標事業量である「量の見込み」及び「確保方策」について、見直しの考え方を示したものとなっております。

まず、①教育・保育につきましては「量の見込み」と実績値にこの資料の上では10%以上の乖離は生じておりませんが、国において保育所の3歳未満児が対象の3号部分につきましては、実績を0歳と1・2歳に分けて、それぞれ把握することが求められておりまして、その内訳において10%以上の乖離が生じております。また、国が示す「見直しのための考え方」において、「平成29年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合」につきましても見直しを行うと定めておりまして、本市も、こういった内容に該当すると思われるので見直しを行うものでございます。

見直し内容につきましては後ほどご説明をいたしますので、各事業の見直しの考え方について続けてご説明をさせていただきます。

続きまして、②時間外保育事業についてですが、直近の平成28年度において、「量の見込み」が2,307人に対しまして、実績値が4,502人であり、10%以上の乖離が生じていることから見直しを行うものとしております。

続きまして、⑤一時預かり事業につきましては、同じく、幼稚園、上記以外のそれぞれにつきまして、直近の実績で「量の見込み」と実績値に10%以上の乖離があることから、見直しを行ってまいります。

続きまして、⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）につきましては、同じく「量の見込み」と実績値に10%以上の乖離があることから、見直しを行ってまいります。

続いて、⑨利用者支援に関する事業につきましては、「確保方策」について定めた目標値を超えた整備を図ったものを反映するために変更を行います。こちらも整備した内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、⑩妊婦健康診査事業につきましては、同じく、「確保方策」について、定めた目標値を超えた整備を図ったものを反映するために変更を行うものでございます。

今回、目標事業量の見直しを予定している事業は以上のおりとなりますが、一方で、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業につきましては、「量の見込み」と実績値に、10%以上の乖離が生じておりますが、今回は目標事業量の見直しを行わないものとしております。

その理由についてですが、③放課後児童健全育成事業につきましては、直近の平成29年度の「量の見込み」が3,810人であるのに対して、実績値が4,431人となり、量の見込みを大きく上回っている状況がございます。主な要因といたしましては、保護者の就業率の増加が考えられ、また、平成30年度からは、小学6年生が留守家庭児童会室の対象学年に加わるこ

とから、今後も入室児童数の増加が見込まれており、「量の見込み」の見直しが必要であると認識をしております。

しかしながら、現在、本市の担当部署におきまして、「児童の放課後対策に関する基本計画」の策定が進められておりまして、その中で、留守家庭児童会室の入室児童と保護者に行ったアンケートの結果なども踏まえた、今後の留守家庭児童健全育成事業の「目標事業量」を示していくことを予定しておりますことから、本計画における「目標事業量」の見直しは、「児童の放課後対策に関する基本計画」の策定を経た上で、次年度以降に行いたいと考えております。

一方で、④子育て短期支援事業につきましては、ショートステイ、トワイライトステイとともに、「量の見込み」を下回る実績値となっておりますが、その要因といたしましては、放課後デイサービス等の他の福祉サービスが普及し、一部の利用者が移行したことや、トワイライトステイについては、もともと利用の総量が少なく、各年度の利用者の動向を予測することが困難であるといったことなどが考えられます。

本事業につきましては、家庭児童相談などから利用につながるケースが多く見受けられまして、家庭児童相談の件数が増加傾向にあるという中で、実績値が下回っていることを理由に、直ちに目標事業量の変更を行うことは望ましくないものと考えておりまして、今後の対応としましては、支援の必要な方の利用につながるよう引き続き案内に努めていくものとしております。

目標事業量の見直しの考え方の説明は以上とさせていただきます。次に、見直しを行う事業の見直し内容についてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

最初に、資料4の構成につきまして1ページ目を例にご説明させていただきますと、まず冒頭「1. 教育・保育」といった事業の名称と、その下に事業の概要を記載しております。その下に、量の見込みの考え方としまして、見直しを行う理由や今後の推移の見込み等を簡潔に記載しております。

その下の表に、目標事業量である「量の見込み」と「確保方策」について、本市全体の数値と、北部、中部、南部、東部といった地域ごとの数値を記載しております。表の上段が量の見込み、下段で薄く色をつけている部分が確保方策となります。

表の中で数値が2段書きになっている箇所がございますが、「量の見込み」の第1年度から第3年度までにつきましては、上段に量の見込みの現在の計画の値を記載しておりまして、下段にはそれに対する実績値を記載しております。また、第4年度、第5年度につきましては量の見込み、確保方策とも、上段に現計画の数値を、下段に矢印をつけて今回見直し予定の数値を記載させていただいております。

それでは、見直しの内容についてですが、1. 教育・保育につきましては、他の項目と比べ若干内容が複雑なところもございますので、別途、資料5に見直しの内容をまとめておりますので、資料5に沿ってまず説明をさせていただきます。

資料5につきましては、先ほども見ていただきました資料6に、委員のほうから事前意見をいただいている部分がありますので、その反映内容につきましてご説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。

2つ目の項目ですが、資料5のところ、資料4において、平成31年度までの新たな量の

見込み及び確保方策が示されているので、資料5の「☆保育所入所児童数と待機児童数の推移」のグラフ、これがめくっていただいた3ページ目に書いているグラフでございます。このグラフにおいても、平成31年度までのグラフとしたほうが理解しやすいのではないかとご意見をいただきました。

ということで、委員のご指摘も踏まえまして、平成29年度までは実績値を、平成30年度、31年度は新たな確保方策を反映したグラフということで、見込みでありますので、若干項目については省略させていただいている部分もありますが、31年度までのグラフということで掲載をさせていただいております。

それでは、資料5に沿って説明を続けさせていただきます。

資料5の量の見込みの見直しにつきましての1番、量の見込み見直しの考え方の項目についてですが、先ほども少し触れましたが、国から示されている考え方では、見直しを行う場合の判断基準としまして、平成28年4月1日現在の支給認定子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合とされております。

本市における計画と実績の状況は、その下に表で示しておりますとおりでありますが、幼稚園部分の1号、保育所の3歳以上の2号、同じく3歳未満児の3号、いずれにおいても乖離は10%の範囲内におさまっておりますが、3号部分につきましては0歳児と1・2歳児に分けてそれぞれ把握することが求められておридまして、その内訳につきましては表に記載しておりますように、それぞれ10%以上の乖離がありますことから、今回、見直しを行うとしたものでございます。各数値の整合を図る観点から、1号、2号も含めまして、実績に基づいた見直しを行うものでございます。

続きまして2.見直しの内容についてですが、国の手引きには量の見込みに10%以上の乖離がある場合には、その要因の精査や地域の実情等を踏まえた推計児童数の補正を行うこととされておりますが、3号の0歳と1・2歳の内訳を除き、総数としてはおおむね10%の範囲内にあると考えられることや、現時点では児童数の推移と実績にも大きな乖離は見られないことから、今回の見直しに当たっては補正は行わないこととしております。

なお、手引きに基づく中間年の見直し時における量の見込みの計算式は以下のとおりであり、今回、補正は行いませんが、「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」で求めることとなっております。支給認定割合といいますのが、資料5の2ページ目を見ていただきたいのですが、2ページ上の表に、例えば平成27年度の1号のところを見ていただきますと、認定割合56%となっております。これは、幼稚園入園の1号認定を受けた認定数が5,970人となっておりますが、もう一度1ページに戻っていただきまして、一番下の表です。児童数の推移の表の平成27年度で1号に該当する3～5歳の欄を見ていただきますと10,655人となっております。この10,655人という全体の人数に対する、認定数5,970人の占める割合が56%ということになっております。

改めて資料の2ページですけれども、見直し後の量の見込みの表ですが、平成27年度から29年度までの部分につきましては、先ほどご説明しましたように、児童数、認定数の実績値から認定割合を算出して記載をしております。平成30年度以降につきましては推計値となるわけですが、児童数につきましては計画策定時に使用しました人口推計のデータがございしますので、これは1ページ目の一番下に記載している表に書いているものですが、推計児童数

に基づきまして、推計児童数に認定割合を掛けて認定数、つまり量の見込みを算出するということとなります。

ここで、平成 30 年度以降の認定割合についての考え方ですが、過去 3 年、平成 27 年度から 29 年度までの推移を見て、同様の推移が続くものという予測のもと、認定割合を記入しております。1 号部分についてご覧いただきますと、平成 27 年度が 56%、28 年度が 54%、29 年度が 52%と 2%ずつ減少していくといった傾向が見られますので、この傾向が今後も続くと考え、平成 30 年度は 50%、31 年度は 48%といった見込みをしております。

次に 2 号部分を見ていただきますと、同様に平成 27 年度から 29 年度におきましては、各年度 2%ずつ上昇しているという傾向がございますので、同様に 45%、47%といった形で認定割合を見込んでおります。

次に、3 号部分の 0 歳児につきましても、同じく毎年度 2%ずつという傾向がありますので、平成 30 年度以降につきましても 22%、24%という形の推移を見込んでおります。1・2 歳児につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度までが 42%から 46%と 4%の増加、平成 29 年度までが 3%の増加となっておりますが、直近の増加率をとりまして、各年度 3%、平成 30 年度が 52%、31 年度が 55%という形で認定割合を見込んでおります。

平成 30 年度以降の推計児童数に、ただいまご説明しました認定割合の見込みの数値を掛けて算出したものが、この表の下の太枠で囲んでいる部分ですね。平成 30 年度以降の認定数の数値でありまして、これが見直し後の量の見込みとなります。

これを資料 4 の表に戻って見ていただきますと、量の見込みの表の一番上の合計ですが、平成 30 年度の合計の列を見ていただきますと、1 号が黄色で網かけをしています矢印のついたものですね。4,790 人、2 号が 4,311 人、3 号が 3,684 人となっておりますが、これが先ほど資料 5 のほうで説明させていただきました数値と合致していることがご確認していただけるかと思えます。

その下の北部、中部、南部、東部の地域ごとの人数につきましては、合計の人数を過去 3 年間の平均の割合により按分をして記載をしております。

以上が量の見込みの見直しの説明となりますが、次に、確保方策の見直しについてご説明させていただきます。

これは保育所等でどれだけの児童の受け入れ体制があるという数値になりまして、実際には保育所等の入所の定員と定員を超えて受け入れた児童数の合計となります。

平成 30 年度以降の見直しに当たりましては、平成 29 年 4 月 1 日現在の入所定員に、資料 2 ページの下段の表に記載の取り組みによる定員増などを各年度、地域ごとの確保方策に反映させるとともに、入所枠を超えて受け入れた弾力運用につきましても、保育士配置による受け入れ枠の拡大などの取り組みを行っておりますが、そういった取り組みも踏まえまして、一定の増加を見込んだ上で算定しております。

例えば、わかりやすいところで一例を示しますと、資料 4 の確保方策の網かけ、色をつけている部分の一番下、一番右下の部分、小規模保育事業の確保方策で南部のところですね。下から 2 行目のところを見ていただきますと、矢印をつけた見直し後の数値が、平成 30 年度が 48 人、平成 31 年度が 117 人というふうになっているかと思えます。この間で 69 人分の確保方策の増加となっているわけですが、その内訳につきましては、資料 5 の 2 ページの下の表

になりますが、これで見てくださいと、実施年月のところ、平成 30 年度中と書いている小規模保育事業開設（市立幼稚園活用）というところがありますが、その項目で南部で 38 人と書いております。その下の平成 31 年 4 月にも小規模保育事業開設 50 人というのが、平成 31 年 4 月の一番真ん中のところにいるかと思いますが、そこも内訳を見ますと、南部が 31 人となっております。この 38 人と 31 人の合計が 69 人であり、こういった形で現在予定している定員増の取り組みが確保方策の中に反映されているといった内容となっております。

大変簡単な説明で恐縮ですが、教育・保育についての目標事業量の変更内容のご説明は以上となります。

以降の項目につきましては、資料 4 に沿ってご説明をさせていただきますが、続きまして、資料 4 の 2 枚目をめくっていただきまして、2. 時間外保育事業（延長保育事業）について、ご説明させていただきます。

本事業につきましては、保育所や小規模保育事業実施施設、幼保連携型認定こども園の 2・3 号の認定子どもにつきまして、11 時間の開所時間を超えて、具体的には夕方 6 時から 7 時まで保育を実施するといった事業になります。

「量の見込み」の考え方としましては、平成 27 年度、28 年度ともに、「量の見込み」と実績値に 10%以上の乖離が生じているため見直しを行うものでございます。

計画策定時の「量の見込み」の考え方としましては、将来の人口推計による児童人口の減少により、利用者数も減少するものと見込んでおりましたが、実際には「量の見込み」を大きく上回り、また、微増傾向となっております。

要因といたしましては、勤務形態の多様化やフルタイムで働く利用者の増加等が考えられますが、見直しの考え方としましては、平成 30 年度以降も引き続き増加が見込まれることから、実績値を踏まえた見直しを行ってまいります。平成 27 年度から平成 29 年度までは、表の下段に実績数値及び実績見込みを記載しておりますが、平成 30 年度以降につきましては、過去の 3 年間の増加率を踏まえまして、年間 1%ずつの増加を見込んで推計値を出して、見直しの数値を記入しております。

また、「確保方策」につきましては、当事業は、在園児が通常の保育時間を越えて夕方 6 時以降に利用するサービスであり、一定数の増加までは、施設内での受け入れが可能と考えられることから、「確保方策」につきましては、「量の見込み」と同数値とさせていただきます。

時間外保育事業（延長保育事業）についてのご説明は以上となります。

続きまして、資料 4 の 3 枚目をめくっていただきまして、5. 一時預かり事業のご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、幼稚園や認定こども園の在園児を対象とした「幼稚園等の一時預かり事業」と、在宅で育児を行う保護者が、一時的に子どもの保育ができない場合に利用する「保育所（園）の一時預かり事業」の 2 事業からなっております。

まず、「幼稚園等の一時預かり事業」につきましては、各園おおむね午前 10 時から午後 2 時までとする標準の教育時間の後に、引き続き希望する在園児の預かりを実施するものでございます。

量の見込みの考え方としましては、平成 27 年度、28 年度ともに、「量の見込み」と実績値に 10%以上の乖離が生じているため見直しを行います。

計画策定時の「量の見込み」の考え方としましては、将来人口推計による児童数の減少により、こちらも利用者数も減少するものと見込んでおりましたが、実績は「量の見込み」を上回っており、また、こちらも微増傾向にあります。要因としましては、女性就業率の増加等が考えられます。

見直しの考え方としましては、平成 30 年度以降も引き続き同様の傾向で増加が見込まれることから、実績値を踏まえた見直しを行ってまいります。こちらも先ほどの延長保育事業と同様に、平成 27 年から平成 29 年度までは表の下段に実績数値及び実績見込みを記載しておりますので、平成 30 年度以降につきましては、過去の実績の増加率を踏まえまして、年間 7%ずつ増加をしていくものと見込んで見直しの値を算出しております。

また、「確保方策」につきましては、当事業も、在園児が通常の教育時間の後に利用するサービスであり、一定数の増加までは施設内での受け入れが可能であると考えられることから、「確保方策」は「量の見込み」と同数値としております。

続きまして資料 4 の 4 枚目をめくっていただきまして保育所（園）の一時預かり事業について、ご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました、時間外保育事業（延長保育事業）や、幼稚園等の一時預かり事業が在園児を対象としている事業であることと異なりまして、本事業は、在宅で育児を行う保護者を対象に、傷病や入院などの緊急時、あるいは育児に疲れたときなど、一時的に子どもの保育ができない場合に保育所において子どもを預かるといった事業となります。

「量の見込み」の考え方としましては、平成 27 年度、28 年度ともに、「量の見込み」と実績値に 10%以上の乖離が生じているため見直しを行うものでございます。

実績は、年々利用者数が減少傾向にあり、要因としましては、女性就業率の増加等による保育所等に入所する子どもの増加や就学前児童数の減少等が考えられます。

ただ、平成 29 年度の利用数は、28,536 人日を見込んでおりましたが、平成 28 年度の実績値である 28,351 人日を上回っておりますが、これは、米印のところでも書いておりますが、平成 28 年度に、中部地域において、施設整備のため 1 カ所で事業実施ができなかったことから実績が落ち込んでいるというのが大きな要因でありまして、全体的には減少傾向にあるというふうに考えておりますので、見直しの考え方としましては、平成 30 年度以降も同様の傾向で減少するものと見込みまして、先ほどまでの事業の考え方と同様に、平成 27 年度から平成 29 年度までの実績値を表の下段に記載しておりますので、その傾向を踏まえまして平成 30 年度以降につきましては、年間 4%ずつ減少するという見込みで見直しの数値を算出しております。

また、「確保方策」につきましては、平成 29 年度当初の保育所（園）の一時預かりの定員をもとに算出しておりますが、見直し後の「量の見込み」を上回っていることから、確保方策につきましては見直さないことといたします。

一時預かり事業については以上でございます。

続きまして、4 ページの下段、8. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）についてご説明いたします。

本事業は、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、保育所、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営する事業となります。

量の見込みの考え方としましては、平成27年、28年ともに、「量の見込み」と実績値に10%以上の乖離が生じているため見直しを行うものでございます。

計画策定時の「量の見込み」の考え方としましては、活動件数が平成23年度をピークに減少傾向にある中で、平成24年度の実績値である就学前児と就学児を合わせた2,200人日と同程度の需要が推移するものと想定しておりましたが、実績では、年度による増減はございますが、実績が「量の見込み」を上回っている状態にございます。

要因としましては、他の事業と同様に、就労されている保護者の利用の増加等が考えられるとともに、平成25年度から、枚方市ファミリー・サポート・センターの運営を、サプリ村野における「地域子育て支援拠点事業」と合わせて社会福祉法人に委託したことにより、両事業の一体的な運営による効果的な事業実施が活動件数の増加につながったものとの推測されます。

見直しの考え方としましては、援助を必要とされる需要が今後も継続することが見込まれることから、平成27年度、28年度の実績値と、29年度の見込み数を含めた3カ年の平均値に、平成30年1月から新たに枚方市ファミリー・サポート・センター無料体験事業というものを実施いたしますが、その利用想定数を加えて算出した結果を、見直し後の「量の見込み」といたしております。

また、「確保方策」につきましては「量の見込み」と同数値としておりますが、さらなる「量の見込み」の増加に対応できるよう、新たな提供会員の養成を促進するなど、受け皿の整備にも取り組んでまいります。

子育て援助活動支援事業につきましては、以上でございます。

続きまして資料の5枚目の上段になりますが、9. 利用者支援事業につきましてご説明させていただきます。

本事業につきましては、子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行うもので、具体的には、平成26年度から配置する「保育コンシェルジュ」を本事業に位置づけをしております。

計画策定時の「量の見込み」の考え方としましては、他の事業のようにニーズ調査等の結果から機械的にニーズ量が算出されるというものではないことから、事業実施場所である、市役所本庁の保育幼稚園課の窓口1カ所を、「量の見込み」及び「確保方策」として設定をしております。

見直しの考え方としましては、平成27年4月から、利用者支援事業に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行う「母子保健型」という事業が新設されまして、保健センターを同事業の実施場所に位置づけたことを反映するとともに、今般、平成29年12月に北部支所内に開設した「すこやか健康相談室北部リーフ」におきましても、同事業を実施することを反映したものでございます。

具体的な内容としましては、平成30年度、31年度につきまして、「量の見込み」・「確保方

策」とともに1カ所から3カ所に変更しております。

利用者支援事業についてのご説明は以上でございます。

続きまして資料5枚目の下段、10. 妊婦に対する健康診査についてのご説明をさせていただきます。

本事業は、妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配布し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業であり、市内の受診施設数を、「確保方策」のうちの「実施体制」の項目に定めております。

見直しの考え方としましては、市内の受診施設が、平成27年7月と平成29年8月に、1カ所ずつ増加となったことを反映させるものでございます。

具体的な内容としましては、平成30年度、31年度について、「確保方策」のうち「実施体制」を、13カ所から15カ所に変更いたします。

大変駆け足で、わかりにくいご説明となりましたが、以上で案件4及び案件5の資料のご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 【安藤会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から、案件4及び案件5について説明がありました。ご質問やご意見があればよろしくお願ひいたします。

何かありませんでしょうか。要は、修正案の修正があればご意見を頂戴したいと思います。

見込み量ですので、なかなかこれでオーケーというのは出てこないと思いますが、何かあれば。どうぞ。

#### 【北山委員】

見込み量についてなんですけれども、京阪沿線のある近隣市で、平成29年度に保育料の無償化ということをした市があると聞いています。そこで、平成28年から29年にかけて、正確な数字ではございませんが、1歳、2歳の待機児童が450人増えたというふうなことを聞いています。これはどういうふうになっていくかはわからないんですけれども、平成31年から国のほうでは、幼児教育無償化ということを行っています。その無償化ということに対する保育需要の増加というのは、この目標事業量の変更ということには加味されているのでしょうか。

#### 【事務局】

無償化の分につきましては、今回の見込みの量の変更には含まれておりません。

#### 【北山委員】

ありがとうございます。それが含まれてなくてこれぐらいの事業見込みの増加ということで、よくわかりました。そうしたら、その保育料が無償化されて、保育事業が掘り起こされた場合は、さらに増える可能性があると考えていいでしょうか。

#### 【事務局】

そうですね。保育料の無償化がされることによる影響というのは、まだ、実際になっていませんので、推測の域ではあるんですけども、一定影響は出てくるだろうとは考えております。それがどれぐらいになるのかということについては、実際になってみないことには想定できないのかなということです。

【北山委員】

わかりました。

【安藤会長】

他にございませんでしょうか。どうぞ。

【山本委員】

また、ご質問なんですけれども、時間外保育事業とか、一時預かり事業とか、確保する方策のところも一気に増えているような状況があるかと思うんですけども、この見込みが大幅に増加してますが、在園児が通常の保育時間に続けて利用するサービスであって、基本的には施設内での受け入れが可能であると考えられることから、確保方策は量の見込みと同数値としますと書いてある点が、ちょっと私自身よくわからないのですけれども、これは結局、例えば長く預けたい、例えば時間外保育については、11時間よりも長く預けたい方がたくさんいらっしゃるとしても、保育園のほうで、一応、人はやってはいるのでできますということなのかどうかという点が1つと、もしそうだとしたら、結構、今でも保育士さんの確保に、皆さん、園ではかなり苦勞されていて、早朝とか、延長のところの人員の確保でもかなりご苦勞があるような様子があるので、増えて、やっても、保育士さんが手当できないと、結局、なかなか回せないみたいな事情はないのかなという点も、そのあたりは、どういった見通しなのかという点を教えていただければと思います。

【事務局】

11時間は開所していただくというのが、枚方市の場合はなっていますので、そこまでは、その体制を必ず組んでいただくということになります。ですので子どもさんも、それを活用しての受け入れということになりますので、時間外保育の分については、11時間の開所時間を超えての保育を実施しているということになりますので、それを加えての利用がどれぐらいになるのかということと、その確保方策をどうするのかということになりますので、こういった推移で見込んでいるというところです。

【山本委員】

もともと19年度でも、もう実際に4,546できているというふうに見るわけですね。

【事務局】

そうです、はい。

**【山本委員】**

見通しは、見込みとは違っていても、実際に増えていて、それはやれているので、もうそれ以上、それほど増えてないということですね。

**【事務局】**

そうです。

**【山本委員】**

なるほど、わかりました。理解しました。

**【安藤会長】**

他にございませんでしょうか。今、人材確保の話が出ているんですけど、これ正直に言いまして、2018年に入学の学生はがさっと減っています。養成校では、ほとんど減っています。ということは、確保じゃなくて離職しないようにどうしていったらいいのかということも視野に入れていかないと。確保、確保としょっちゅう言われますけど、送り出す学生がいないわけです。

養成校もだんだん潰れていきますから。少子化と言っても、もう18年たってますからね。そういう意味では岩田委員さんもおられますけど、いかに辞めないようにするかということも視野に入れていかないと、勝手に来てくれたよという時代じゃなくなってきたということも、組織のほうで考えていただきたいなと思います。

今、そういう意味では、国も子育て支援員の養成をしていますけど、これは保育園で無資格で働いている人が受けているのがほとんどです。だから、人材確保につながっていない、実質ね。そういうこともあるので、北山委員さんもおられますけど、両方、離職しないようにやっていくということも真剣に、今までも考えられたと思いますけど、これからも考えていっていただきたいなと思います。

養成校によく来るんです、学生おらんか、おらんかって。もう、いせんって言うんです。それを、まだ出せといわれるから、どうしたものかなということが正直な。ここにも何人か、そういう養成校の先生もおられますけども、そういったことも振り返っていかなきゃならない時代に入ってきてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

**【北山委員】**

ありがとうございます。先生の確保についてなんですけれども、私立の幼稚園というのは、処遇改善加算というのはいただくことができません。それで、先ほど杉浦室長から月に4万円上乗せできるということをお伺いして、4万円たくさんもらえたら、私立の幼稚園には行かないで、認定こども園か保育園の方に先生たちが流れていくのじゃないかなという不安はございます。先生たちが辞めないような就業環境というのを、私立幼稚園はいろいろ工夫して今、取り組んでいるところです。

それはまた、ちょっとこの会議とは関係ない話なんですけれども、保育量のこのA3の資

料4の2枚目のところに、時間外保育事業（延長保育事業）というのが、保育所（園）、幼保連携型認定こども園の2号、3号で、もしくは小規模保育事業で11時間を超えて行っている保育よりも延長する事業のことについての増加の見込みが書いてあります。今、私立幼稚園では11時間開所ということで、枚方市の私立幼稚園は全て11時間開所です。

11時間を超えて保育をするということが、幼稚園で、私たち仕事をしている者にとっては、もう想像がつかないんですね。子どもを11時間を超えて預かるというのは、子どもたちがどういう状況になっているんだろう。確かに午睡があるとかということはあると思うんですけども、もともと11時間というのは、就業時間が8時間で、その中で休憩時間を1時間とらないといけない。拘束時間が9時間になって、その就業場所までの交通時間が1時間、1時間でプラスされて11時間というふうに私は理解しているんですけども、先ほど、市民の代表で出られる方から、保育の質の担保というのはどういうふうになっているんでしょうかというお話があったんですけども、11時間を超えて保育をする場合の事業量増加というのはいいんですけども、増加に伴う質の担保というの、できれば子どもたちのために何らかの方策をしていただけたらなというふうに思います。

子どもというのは、10時間ぐらい寝るんですかね。11時間超えて12時間保育園にいて10時間寝ていると、24時間のうち残り2時間しかございません。その中で朝起きてから顔を洗って着がえて御飯を食べて、保育園もしくは幼稚園まで来てという時間と、保育園を出てから家に帰るまで、それからお風呂入って晩御飯を食べて就寝するまで、その朝と晩の時間の合計が果たして2時間でいけるんだろうかというふうにはいつも思うんですけども。その辺も、枚方市の大切な将来を担う子どもですので、確かに需要というのは増えてきているので対処しなければいけない問題とは思いますが、一番最初に委員の方がおっしゃっていたみたいに、子どもたちというのは自分の気持ちを大人たちに伝える方法はないので、やっぱりその辺は、こういう委員の皆様がある程度、子どもの気持ちを汲んで、それに対しては何らかの対策を打てる場合があればいいんですけども、打てない場合も、そういう形で今、必要悪としてこういうふうになっているんだよということはおわかっていただけたらなと思います。

#### 【安藤会長】

ありがとうございます。今の北山委員さんから説明があったように、4万円という処遇アップという話がありましたけど、説明があったように、あれは全員に4万円が渡るわけじゃないんですね。それともう一つは、研修を受けなければ4万円出しませんよということで、都道府県単位で、今、キャリアパスモデルをつくっている最中です。そして、質の向上につなげていこうと、そしてそれにお金をつけますよと。だから、4万円だけど、他の人は7,000円の層の人もありますので、それはキャリアアップとセットにして進めていくということで、ただ単にお金はあげませんよということが含まれているようです。そういうことですね。なかなか、処遇改善も努力しないことにはしてくれませんというふうになっておりますので。他に何かございませんでしょうか。どうぞ。

#### 【富岡委員】

1点だけ、今のお話の流れの中で、これは確認とかいうことではなくてお願いという形になるかなと思うんですが、先ほどのいわゆる保育士の不足。養成校で、うちも養成校ですので、なかなか人数的にお応えできない部分もあるんですけども、人数が減ってなかなか確保ができない。しかし、数は確保していかないといけないという流れの中で、いわゆる確保方策のところで、資料5の2ページ目のところで、小規模保育事業が大きな位置付けになってきているかと思います。

ぜひ、お願いしたいのは、いわゆる小規模保育事業のところで、質のところの担保、あるいは環境の質の確保というところで十分なチェック機能であったりとか、あるいは連携園とのスムーズな連携、十分なサポート体制、そういったようなところが、先ほどのいわゆる保育士不足というところもありながら、かつ小規模保育事業というのは、ちょっとなかなか全国的にも難しい部分もあるかなと個人的には思っていますので、是非、その主力を担う部分であると同時に、やはりそこに対しての十分なケア、あるいは注意というのは、ぜひお願いしたいなというところです。

#### 【岩田委員】

それに関して、うちが4月からやります。保育施策の充実というところでは、枚方市は本当にそこは進んでいるなということで、皆さんにもご案内、ご紹介しておきたいなということで発言させていただきます。

まず、公立で小規模を既にスタートされております。そこが2箇所ほどあるんですけども、そして私たち、社会福祉法人が来年度4月から3箇所、小規模をスタートさせていただくことになりました。そういう意味では、先輩の公立の小規模保育事業と同じスタンダードで、小規模は別やということではなくて、公立と同じようにしてくださいねということで随分と配慮をいただきまして、全く一緒となるかどうかは今のところ「・・・」でございますけれども、同じようなことをしていただきたいということで、要望を随分出させていただきます。

この後また、公立の幼稚園のところで、公立がまた小規模をするというふうなことを聞いておりますので、そういう意味では、もちろん民間でやっておられるところもありますけれども、公立と社会福祉法人とで頑張ろうということでは、随分と今スタート、今工事中でございますけれども、しようというところですので、ちょっとご紹介、ご案内させていただきます。

#### 【北山委員】

小規模保育事業が非常に増えているというのは、私もいろんなところで伺うんですけども、基本的に内閣府のほうで、小規模保育事業は連携施設を持って運営するというふうには伺っているんですけども、枚方市のこのたくさんの小規模保育事業は連携施設というのは持っているのでしょうか。また、小規模保育のほとんどは2歳で終わりでしょうか。その後、3歳になったときの行き先というのは、どのように確保されているのか教えてください。

#### 【事務局】

小規模保育施設から転園という形で3歳児が行かれる場合、枚方市の場合は、全市的な形での対応というところで、利用調整の中で、利用調整点、加点をさせていただいて転園しやすくしていくというところを一つ行っております。また、3歳となりましたら、先ほどの話でもありますが、幼稚園、認定こども園等々、選択肢が広がるというところもございますので、そういったところでのご案内等も含めて、保護者さんの中でもいろんなニーズをお持ちの方はおられますので、3歳から幼稚園に行きたいとかいった方もございます。そういったところでのきめ細かい情報提供、相談という形をとらせていただくということで、現在、行っております。

**【北山委員】**

公立で、そして私立で小規模保育事業を、これから展開していくというお話だったと思うんですけども、小規模保育事業を受けている子どもたちは、公立の保育園、私立の保育園、恐らくそこが連携施設だと思うんですけども、その保育園に入園はできるのでしょうか。

**【事務局】**

これは公立のお話ですけども、連携園への入園ということがされているわけではなくて、先ほどの加点というところで対応をしているところです。

**【北山委員】**

そうしたら、枚方市の小規模保育施設は基本的に決まった連携施設を持っていないということでもいいのでしょうか。

**【事務局】**

連携園は持っております。公立でいいますと、今、おおがいと小規模保育施設が枚方保育所、楠葉なみき小規模保育施設が楠葉野保育所という連携園は持っておりますが、その連携園に上がれるかという、その確保をしているわけではないということです。

**【北山委員】**

連携施設を持っている園は、その2つの小規模保育施設が持っているということでもいいのでしょうか。その他の小規模保育施設は連携園を持っていないということですか。

**【事務局】**

公立は、今2園でやっております、その2園はお答えしたとおりで、岩田先生がされるところにつきましては、法人が持っておられる保育園が連携施設となるとお聞きしております。

**【岩田委員】**

いいですか。そういう意味から、いろいろ大阪市内でも「3歳児難民」さんというのがすごく出ているというのを聞いておりますので、そういうところは本当に幼稚園、認定こども

園と連携しながら、枚方市の子どもたちをきちっと守っていく、大阪市内でもよく言われている「3歳児難民」さんをつくらないというところでは、連携を十分していかないといけないんだというふうに思っております。どうぞ、その辺は幼稚園の園長先生方にもご協力をいただきながら、枚方市の子どもたちを守っていくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

#### 【北山委員】

私も全くもってそのとおりだと思います。私立幼稚園にも、2歳までは保育園、小規模保育事業に行っているという子どもたちが3歳になった時点でたくさん来られます。その方たちは、非常に長い時間の保育を希望される方がやはり多いので、でも200人を超える私立幼稚園で、全員を11時間見れるかという、そういうことでは決してないので、午睡もございません。3歳児になると、もう夕方5時ぐらいになったら、意識なくなって寝てしまっているという子どもがやはり4月、5月にはたくさんいますので、枚方市の子どもで、保育需要があるということは、保育園さん、それから認定こども園さんだけではなくて、私立幼稚園のほうにもそういう形で子どもたちが来ていますので、先生がおっしゃるように目を向けていただいて、私たちも協力していけたらなというふうに、それは私たち皆思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【安藤会長】

今、小規模が出たんですけど、連携幼稚園、保育園、あれは書類上書くんですね。そういうことでしょう。結局、3歳になったら行けるかどうかの保障はないんです。今、こう聞いていると、公立の幼稚園で小規模されるということで、園庭の話は解決されますね。ただ、小規模だけをやっている事業者について、児童公園でも構いませんよというルールがあるんですね。その児童公園に何キロ離れているかというルールはないんです。5キロ、10キロ離れていても書類上オーケーです。それを枚方市は、幼稚園、保育園、認定こども園以外の人が出た場合に、公園は片道10分ですよと、こういうルールをかぶせるかどうか。あちこち見ていると、極端に離れている。5キロも離れていたらどうするんですか。その児童公園に4つ、5つの小規模保育園がエントリーしてるわけです。1つの公園で5カ所も小規模が、これでも書類が通ります。国のルールもそうなっているんです。

だから、ここで考えないといけないのは、国がやっているから、それでいいんですではなくて、国よりいいルールをつくりましょうと。そういうふうに考えていかないと、せっかく自治体がやるんだから、枚方市ルールをつくっていったらいいんじゃないかと思います。というのは、私も、今、プレッシャーを受けているんですけど、どこかでルール、例えば3歳児を20人かな、15人になったのかな、1人の担当。そうしたら、国から言われて、そんなことやるから待機児童が出るんだと。どっちをとるという話ですね。そうでしょう、国のルールに従わないから待機児童が出てますよという論理を持ってきたんで、それはノーと言わないといけませんよと言っていたんですけどね。やっぱり質を考えた場合、待機児童の数合わせだけでなく、やっぱり子どもの最善の利益とあって、そちらを優先するような部分を考えていただいたらと思います。他にございませんか。

**【山本委員】**

1つだけ済みません。先ほど、北山委員から、時間外保育の11時間を超えて預けられる子どもというのがなかなかきついものがあるはずだというようなお話があったんですけども、私も本当にそのとおりでと思うんですが、もともと2,000人ぐらい見込んでいたのが、4,500とか、そういった増えて、見込みより相当増えているという事態なんですけれども、結局、先ほどおっしゃったみたいに、フルタイムでも1日8時間と、特に小さい子どもを持っている場合は、残業をしませんというふうに言えば、請求すれば課せられないというような労働法上のルールもございます。また、短時間勤務も言えば、3歳までだったら6時間勤務ができるというふうな法律のルールがあるんですけども、実際には、例えば、残業を命じられたりしているような就労の環境で働いているから、これだけ長い労働時間になっているのではないかというふうにも思われます。子どもを守るためには、結局、就労している親のサポートというのも大事なのではないかなと思っています。こういう子どもの問題のときには、どうしても子どもの話ばかりになるんですけども、子どもを主にしている両親であるとか、1人親のときなんかはもっと大変だと思うんですけども、そういうところを、こういう形の数字で明らかに苦しい状況で保育をしているようなご家庭というのが、実際には増えているという現状を踏まえて、例えば、別の子ども以外の、わかりませんが、そういったところの就労支援できるようなところとの連携とか、多分、保育園は保育園で、母親なり父親のサポートをされているのではないかと思うのですけれども、このあたりの問題意識というのは、ちょっと視野を広げた形で、対応するだけじゃなくて、本当にそれでいいのかなみたいなところの議論が、もうちょっと確かななされてもいいのではないかなというのは、先ほどの先生のお話を聞きまして思いましたので、そのあたりもちょっと市の方でのご検討課題としていただけないかなと思いました。

**【安藤会長】**

いろいろご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。締めるようで申しわけないんですけど、よろしいでしょうか。本日は、委員の皆さんからいただきましたさまざまなご意見を、今後、事務局において、十分に踏まえていきながら、引き続き子育て支援施策に対するニーズの的確な把握に努めていただくようお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

**【安藤会長】**

意見もいろいろ出ましたので、それをご検討いただくということで。それでは、ご了承いただいたということで、事務局においては、本件はそのように進めていただきたいと思います。

続きまして、案件6「その他」について、事務局から説明を受けたいと思います。

**【事務局】**

それでは案件6「その他」としまして、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。本日の専門分科会におきまして、内容確認をいただきました内容について今後、確定していきまして、市のホームページ等において総括したものを公表してまいりたいと考えております。今後のスケジュールについては、以上でございます。

**【安藤会長】**

ただいま事務局からスケジュールについての説明がありましたが、何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

**【北山委員】**

子ども子育て専門分科会のこういう会議というのは、年に1回だけなんですか。

**【事務局】**

本会議につきましては、年に1回と決められたものではありませんので、また必要に応じて開催という形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【安藤会長】**

最後になりますが、保育園というのは子どもを預かる場所ですか。幼稚園は行かせる場所ですね、幼稚園に行かせていると。幼稚園に預かってもらっているという人は余り聞かないんです。というのは、その辺のイメージが、まだまだ100年近くででき上がってきたと思います。一番最初の議論であったのが、内閣府も厚労省も文科省も、幼稚園も保育園も認定こども園も全部、教育機関ですよとはっきり言って、その中で幼稚園教育とか、保育園教育とかいうことを言っているわけですね。ところが一方で預かってもらっていますと言って、出るでしょう。一番気になるのは、それも1つですけど、おじいちゃん、おばあちゃんがいたら、今まで保育園はアウトだった、入れなかった。今、保育士がじいちゃん、ばあちゃんのかわりでいいんですかという理屈になってくる。

ところが、今ではじいちゃん、ばあちゃんがいてもだめではなくなった。けれどもマイナスポイントになっている。じいちゃん、ばあちゃんは、ピアノは弾けないですよ。というところにもう一回振り返ってみて、教育機関としての保育園、あるいは利用する市民の方々の意識も変えていかないと直っていかないんです。

これを認定こども園ができて、まだ数年ですから、100年の今までの蓄積を越えようにもなかなか時間かかりますけど、日常会話で出るでしょう。預かってもらっていますって。託児所ですかってことを、今年最初に話をさせておいていただきたいと思います。そういうふうには考えないと、預かってもらっていると言っておいて、質はどうなるのか、専門性はどうなるのかという。今、混沌としてる最中で、この間までは保育に欠ける子、何の保育、親の保育でしょう。それで今、保育を必要とする。保育所保育を必要とする。意味が全然違うんですね。

もう一つは、その論理から行くと、お母さんも保育者なんです。ということを出すと、

誰でもかれでも保育者という話になるので、ちょっとその言葉遣いはおかしいなど。あくまでも専門職としての保育者、これを育てていかないといけないのではないかなど。遅くなって申しわけないですけど、最後に一説うたせていただきました。どうもありがとうございました。

本日、皆さんから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見等については、事務局のほうで整理して、今後の施策の推進に役立たせていただきたいと思います。

それでは、予定した案件は全て終了しましたので、これをもちまして、平成 29 年度第 1 回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会を終了したいと思います。長時間にわたりお疲れさまでした、ありがとうございました。